

会員規則

一般社団法人炭素会計アドバイザー協会

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人炭素会計アドバイザー協会（以下「本会」という。）定款第2章の規定に基づき、会員が本会に納付する入会金および会費の額及び納入方法について定めるほか、会員の入会及び退会等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金および年会費)

第2条 本会の会員は、次に定める入会金および年会費を納入しなければならない。

	入会金（税別）	年会費（税別）
(1) 正会員	100,000円	100,000円
(2) 法人会員	100,000円	100,000円

- 2 入会金は、いかなる状況下でも同一人から2回以上を納入することは無い。また、（設立時）正会員および理事は、入会金を納めることを要しない。
- 3 前項に関わらず、（設立時）正会員は、年会費を納めることを要しない。
- 4 本会は、理事会の議決により、法人会員であって、大規模自然災害に被災した等、第1項に定める入会金及び会費等の納入が困難であると認められる法人会員に対して、それらの全部又は一部の延納、免除を認めることができる。

(会員の権利)

第3条 法人会員は、定款第2条で定めた事業に参加し、または各種サービスの提供・利用を受ける権利を有する。なお、事業によっては参加費等を課することがある。

- 2 法人会員の従業員は、本会が運営するサービスの提供・利用を受ける権利を有する。

(会員の義務)

第4条 会員は、この規程のほか、法令、定款、資格取得者倫理規程及び理事会の定めるその他の規程・規則等を順守しなければならない。

- 2 法人会員は、窓口責任者・担当者等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに本会へ届け出なければならない。なお、本項に基づく届出の遅滞、不備又は懈怠による会員の損害について、本会は責任を負わないものとする。
- 3 前項に違反した場合、又は、法人会員の責に帰すべき事由により本会において会員の所在が不明になった場合は、協会は会員に通知することなく、会員に対する協会が発行する資料等（以下「会員向け資料等」という。）の発行を停止することができるものとし、また、その後にかかる事由が解消された場合であっても、当該会員は協会に対して、協会が特に認めた場合を除き、当該停止期間中に発行された会員向け資料等の発行を要求することはできないものとする。
- 4 会員が、この規程のほか、法令、定款、会員倫理規程及びその他の規程・細則等に違反した場合には、本会は当該会員に対し、別途定める懲戒規程に基づく処分とは別に指導を行うことができるものとする。

(納入方法及び納期)

第5条 入会が認められた法人会員は、すみやかに入会金および年会費を納入しなければならない。

2 年会費は1年とし、毎年1年分を先払いするものとし、年度途中の入会であっても、月割計算等を行わない。

(入会の手続き)

第6条 当法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書に必要事項を記入のうえ本会事務局に提出しなければならない。

(入会の承認)

第7条 第5条による入会の申し込みを受け、理事会の承認および入会金および会費の入金確認をもって会員となる。理事会は、入会の申し込み者が、以下の項目に一つでも該当する場合は、入会を承認しない。

- (1) 本会の趣旨に賛同していないと判断した場合
- (2) 会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反している場合、もしくは著しく社会規範に反する場合、または、その恐れがあると判断した場合
- (3) その他、会員とすることを不相当と判断した場合

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、定款8条に定める手続きに従い、資格を喪失する。

(退会の手続き)

第9条 会員は定款第9条の規定に基づき、任意に退会することができる。

2 いかなる場合でも既納の会費は返還しない。

(除名)

第10条 会員は、定款10条に定める手続きに従い、除名されることがある。

(会費の返還)

第11条 退会又除名により会員の資格を喪失したものは、本会に既に支払った入会金、会費などの払い戻しを請求できない。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規則は、本会の設立登記の日から施行する。
2. 令和4年7月19日、理事会の定めにより、以下に経過措置を定める。
本規則第2条は、令和5年4月1日以後に登録された法人会員に適用することとし、それまでの間は入会金の徴収を行わない。
3. 令和5年10月3日、理事会決議を経て改訂を行う。
本規則第4条（会員の義務）の追記および誤植訂正。